

質問と回答

(施設名：津久井やまゆり園)

番号	質問	回答
1	<p>募集要項 p.5</p> <p>5 申請のための書類等 (1) 申請書類 オ必要に応じて添付する書類</p> <p>法人等の自主事業として行う業務がある場合、自主事業の実施計画及び収支計画を提出してください、とあります。</p> <p>これは、施設本体で行う自主事業か、または外部で行うグループホームなどの自主事業のことでしょうか。</p> <p>また、自主事業の実施計画及び収支計画は1年間か、または10年間の計画が必要でしょうか。</p>	<p>ここで言う自主事業とは、指定管理業務以外の業務のことを指しています。</p> <p>実施計画及び収支計画は、法人として施設本体で行う自主事業がある場合に提出してください。施設本体以外で行うグループホームなどの自主事業がある場合は、提出の対象とはなりません。</p> <p>なお、実施計画及び収支計画は当該計画の実施期間に応じて、最長10年間の計画として作成してください。</p>
2	<p>維持管理及び運営等に関する業務の基準 p.6</p> <p>(6) 物品等の調達業務 7行目 「また、利用料又は指定管理料で購入した単価100千円以上の物品については、県の所有となります。」とあります。</p> <p>上記に対する質問です。</p> <p>業務の基準 P8～P9 の(6)には、 「津久井やまゆり園の利用料金は、神奈川県立の障害者支援施設に関する条例に定める額とし、指定管理者の収入となります。関係法令の規定に基づき適切に徴収してください。」と記載されておりますが、利用料で購入した単価100千円以上の物品については、県の所有となることの記載に整合性がありませんがいかがでしょうか。</p> <p>県の所有となる考え方と根拠をお示しいただければと思います。また、神奈川県立の指定管理者制度を導入している施設において、これまで単価100千円以上の物品は県の所有として扱っているのかお示しいただければと思います。</p>	<p>利用料の実体は、指定障害者支援施設において指定障害福祉サービスの提供を受けた支給決定障害者に対し、支給決定市町村が障害者総合支援法第29条第1項の規定に基づき支給する介護給付費又は訓練等給付費がその大半です。</p> <p>また、指定管理料は、施設規模や支援の専門性など県立施設に特有の要素に着目して、介護給付費等の上乗せとして県が指定管理者に支払うものです。</p> <p>利用料も指定管理料も、その基本的な目的は、当該施設を利用する障害者が適切にサービスの提供を受けられるようにすることにあります。</p> <p>利用料も指定管理料も指定管理者の収入となるものですが、これらの収入を原資として、当該施設を利用する障害者が適切にサービスの提供を受けられるようにするために購入した物品は、その目的に従って使用されるべきで、仮に、指定期間の満了に伴い指定管理者が変わった場合、当該物品を旧指定管理者が引き上げることになる」とすると、国、県、市町</p>

		<p>村の公費をもって当該施設を利用する障害者のために購入された物品が目的どおりに使用されない結果となり、不合理と言わざるを得ません。</p> <p>こうしたことから、今回の指定管理者の募集における業務の基準においては、利用料又は指定管理料で指定管理者が購入した物品の帰属又は取扱いを明確に示したものであり、この内容は基本協定にも明確に盛り込むことを予定しています。</p> <p>なお、指定管理者が利用料又は指定管理料で単価 10 万円以上の物品を購入した場合に、当該物品が県の所有に帰する時期については、参考資料 2 に記載した県の無償貸付物品を更新する場合であるか、参考資料 2 に記載した物品以外の物品を新たに購入する場合であるかを問わず、当該物品を購入したときとします。その際、指定管理者は、当該物品を県に無償譲渡し、同時に県は、当該物品を指定管理者に無償貸付することとします。</p> <p>また、神奈川県指定管理者制度を導入している他の施設において、単価 10 万円以上の物品については県の所有として、協定を締結している例はあります。</p>
--	--	--